

「家財」の 備えは大丈夫？



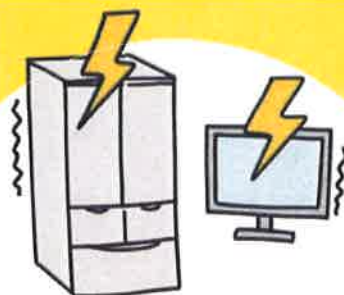
水災

洪水により土砂が屋内に流入し「家具」「衣類」「食器」が使い物にならなくなった。



地震

地震や津波により建物が全壊・流失しすべての家財を失った。



落雷

落雷により「液晶テレビ」「冷蔵庫」「パソコン」が故障した。



盗難

空き巣被害により大事にしていた「バッグ」「時計」「現金」が盗まれた。

こうした家財の損害は「建物の保障」では保障されません…

そこで！

いつ起こるかわからない
自然災害・盗難などによる
家財の損害に備える

建物更生共済

My家財プラス

くわしくは裏面をご覧ください

お客様に合わせて、備え方もいろいろあります！

プラン1 火災共済金額50万円プラン

< ご契約例 >

共済の対象：住宅内の家財・家具一式
火災共済金額：50万円 満期共済金：50万円
共済期間：10年 年払い 臨時費用：10% 耐火造B・C
共済掛金：50,542円 □座振替扱 共済掛金総額：505,420円

共済掛金総額 約505,420円に対して、満期共済金
50万円のため、**実質負担額は年間 約542円！**

※共済掛金：令和4年4月現在

いわゆる“掛け捨て”
が苦手な方におススメ
です！



プラン2 火災共済金額500万円プラン

< ご契約例 >

共済の対象：住宅内の家財・家具一式
火災共済金額：500万円 満期共済金：20万円
保障期間：30年（共済期間：10年 継続回数：2回）月払い
臨時費用：30% 耐火造B・C
共済掛金：1,525円（当初10年間）□座振替扱

**1カ月 1,525円のお手軽な共済掛金で、最大
500万円まで家財の被害を保障します！**

※共済掛金：令和4年4月現在

お手軽な共済掛金で
大きな保障をゲットしたい
方にオススメです！



税金について

建更の共済掛金は「地震保険料控除」の対象になります！

地震保険料控除対象掛金（住民税についてはその1/2）については、「地震保険料控除」として所得金額から控除され、所得税等と住民税の軽減をはかることができます。控除限度額は、所得税5万円、住民税2.5万円です。

※共済掛金振替払特約により、転換充当した場合は、税法上、一時払掛金として取り扱われるため、その部分の地震保険料控除対象掛金の地震保険料控除の適用は初年度のみとなります。※本人もしくは生計を同じくする親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの、またはこれらの者の有する生活用動産を共済の対象とするご契約に適用されます。※所得税等とは、2037年12月31日までの間の復興特別所得税を含みます。※記載の税務のお取扱いについては、2022年1月末現在の法令等および国税当局への照会結果に基づくもので、将来の取扱いを保証するものではありません。個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認ください。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。またご契約の際には「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

JA共済ホームページアドレス
<https://www.ja-kyosai.or.jp>

お問い合わせは